

「きょうと新型コロナ後遺症相談ダイヤル」の設置について

令和3年11月19日
京都府新型コロナウイルス感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課
(075-414-4618)

京都府では、新型コロナウイルス感染症の後遺症の専用相談窓口として、以下のとおり「後遺症相談ダイヤル」を府市協調により開設しますので、お知らせします。

1 専用相談窓口「きょうと新型コロナ後遺症相談ダイヤル」

【電話番号】075-414-5338（2回線）

【開設日時】令和3年11月19日（金） 15時～ ※以降、年中無休24時間対応

※きょうと新型コロナ医療相談センター内に設置。看護師が対応。

2 相談内容

- ・症状や体調に関する相談
- ・症状に応じた診療科の案内
例：味覚・嗅覚障害 → 耳鼻咽喉科、脱毛 → 皮膚科、咳・倦怠感 → 内科
- ・症状が長びくなど、後遺症の専門的な診療が必要とされた場合は、専門外来を紹介（受診には、診療所や病院からの紹介状が必要）
- ・精神的なサポートが必要な場合は、こころの相談電話等の相談窓口を紹介

<参考>

新型コロナウイルス感染症の後遺症

新型コロナウイルスに感染した後、療養期間が終了したにもかかわらず、症状が長引いたり、新たな症状が出現する方がいることが分かってきています。

<後遺症が疑われる主な症状>

咳・息切れなどの呼吸器症状、倦怠感などの全身症状、記憶障害や集中力低下などの精神・神経症状、味覚障害や脱毛などその他の症状

